

新法紹介

- 1 「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」
- 2 「外商投資環境の更なる最適化と外商投資の促進の強化に関する意見」
- 3 「モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達」
- 4 「中華人民共和国刑法修正案（十二）」（草案）

1. 民間経済の発展と成長の促進に関する意見

中国共産党中央委員会、国務院は2023年7月19日に、「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」を公布し、同日付で施行した。同意見は、8つの側面から計31項目の措置を打ち出し、主に以下の面を中心に重要な課題を提示している。民間経済の発展に向けた環境の最適化を持続し、特に市場参入の障壁を引き続きなくすことを目標としている。そして、各行政部門が届出、登録、年度ごとの検査、個別の認定等の形で参入の障壁を設置し、又はその形を変えて同様の障壁を設置してはならず、行政部門への届出、許可、申請、その他の行政サービスに関する前提条件と承認基準を整理しルール化するものとする。また公正かつ公平な競争政策や制度を徹底し、公平な競争を経ずに事業主に対して独占的経営権を付与してはならないものとし、行政権力の濫用による競争の排除・制限を防止するため、独占禁止法の執行を強化する旨を定めている。更に融資支援の政策や制度を整備し、条件を満たす民間中小企業による債券市場での融資活動をサポートすることとしている。その他、所有権に関する強制的措置の運用の最適化、財産に対する不合理な仮差押等措置の回避、民間企業の職員による業務上横領、流用、贈収賄等の腐敗行為への取締りの強化、関連する司法解釈の制定や知的財産権の保護体系の改善等を定める。

URL : https://www.gov.cn/zhengce/202307/content_6893055.htm

（中国共産党中央委員会、国務院2023年7月19日公布・施行）

2. 外商投資環境の更なる最適化と外商投資の促進の強化に関する意見

国務院は2023年8月13日に、「外資投資環境の更なる最適化と外資投資の促進の強化に関する意見」を公布、同日付で施行し、6つの方面から計24の条項で意見を打ち出し、外資活用のレベルを引き上げること、外商投資企業の内国民待遇を保障すること、外商投資に対する保護を持続的に強化すること、投資運営の利便性をアップさせること、財政・税政策上のサポートを強化すること等を明確にした。

同意見では、①生物医薬、先端技術に基づく製造、デジタル経済等の分野で外資誘致に力を注ぐこと、②国内のインターネットVPN業務（外資の持分比率が50%を超えてはならない）や情報サービス業務（アプリケーションストアに限定される）等の付加

価値電信業務を開放する試験的地域を追加すること、③政府調達法の改正作業を加速的に進めること、④国際取引紛争の対応体制と特許権侵害紛争の行政審判制度の完備、⑤データ越境移転安全評価、個人情報保護認証、個人情報越境移転標準契約届出制度の実施において、北京・天津・上海及び粵港澳大湾区（グレートベイエリア）等において自由な移転が認められる一般データのリストを試験的に検討し作成することが主な内容になるとされている。

URL : https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6898048.htm

（国務院2023年8月13日公布・施行）

3. モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達

工業及び情報化部は、2023年8月4日にホームページで「モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達」を公布し、同日付で施行した。本通達では、主に以下の内容が定められた。まず工業及び情報化部はインターネットアプリケーションの届出作業を実施し、中国域内においてインターネット情報サービスを提供するアプリケーションの販売元に対して行政機関への届出を求めている。届出をせずにサービスを提供してはならないことが明確にされた。アプリの販売元が使っているドメイン名やIPアドレス等のインターネットリソースは、「インターネットドメイン名管理弁法」、「インターネットIPアドレス届出管理弁法」等の要求に合致することが求められた。またインターネットの接続サービスを提供する者とアプリ配布サービスを提供するプラットフォームの運営者は、アプリを通じてインターネット情報サービスを提供する組織又は個人に対してユーザーの身分やインターネットリソース等の情報を検証し、かかる情報に誤りがあることを知った若しくは知るべきだった場合であっても、当該提供元のために履行手続を代行してはならないものとされた。

URL : https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfbt/art/2023/art_920db564162e4312916a01bed6540ad8.html

（工業及び情報化部2023年8月4日公布・施行）

4. 「中華人民共和國刑法修正案（十二）」（草案）

「中華人民共和國刑法修正案（十二）」（草案）は、2023年7月25日に、第14期全人代常務委員会第4回会議にて審議され、同年7月26日から8月24日までに全人代のHPにて公開され、同草案に関するパブリックコメントが行われている。同草案では、現行刑法における7つの条文について修正されており、反腐敗を重点分野として贈賄に関連する犯罪への取締りを強化し、特に民間企業の職員による腐敗への罪名を追加している。同草案では、贈賄罪の刑事責任追及の基準と刑罰のレベルについて収賄罪の規定と同じように調整し、且つ複数回の贈賄、複数の人に対する贈賄、国の職員による収賄等6つの状況について、より重い規定に従って処罰することが明確にされた。更に、組織による収賄と組織に対する贈賄と

いう犯罪行為に対する取締まりを強化するよう調整した。他には、国有会社又は企業の役員を規制対象とする同類営業不法経営罪（第165条）、親族・友人のための不法営利罪（第166条）、私利目的による国有資産低価格株式換算、売却罪（第169条）の適用範囲を民間企業の同様の役員に広げるように調整した。

URL :

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?id=ff80818188c8b06b0189903f85c802a3>

（全人代常務委員会2023年7月26日公布）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。